

会社社長の 〔認知症〕

「社長の意志を貫く」方法



社長「死後の経営」体制の実施

- ◆死ぬ迄,手元に「経営権」
- ◆社長「遺志」で時期社長
- ◆会社の「安泰と成長」



【民法らち外】^の解決



法定相続外の「引継ぎ」



「有能者」が会社引継ぎ



「家族信託」は信託法域

【認知症】ガイド

● 身心保護は、「主治医」

● 金銭保護は、「税理士」で、「法定成年後見人」

案内元
アアクスグループ株式会社
〒104-0052東京都中央区月島2丁目10番1-2311号
屋号「バトズM&A相談所®」@月島駅前
代表者●堂上孝生■税理士■法定成年後見人候補(@東京家裁「候補者リスト掲載者」)
☎0120-03-6066(窓口山本努/平日通常時間帯)
🌐認知症.net/, 🌐ma-advisory.tokyo/